租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目 ② 上記以外の 税目	(法人税:義、所得税:外)(国税3) (法人住民税:義)(地方税2) -
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	大容	《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。 《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に図るための制度の見直しを行うともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。 〇一般型のインセンティブを強化 〇オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ 〇サービスノインベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直しのオープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直に入する場所の表の表に、成果活用の見直しのオープンイノバーション型におけるスタートアップ企業の定義の見に、対して、特別の表にでいます。 (今十一プンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見にでいて、対策研究教育機構をはいる者を追加の大きに、成果活用は事業者に同機構から出資を受ける者を追加 〇一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長(2年間延長(今和6年度末まで)) 〇試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(令和6年度末まで)) ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限を延長(2年間延長(令和6年度末まで)) ・「対策を延長(令和6年度末まで))・「対策を延長(令和6年度末まで)))・「対策を延長(2年間延長(令和6年度末まで)))・「対策を延長(3)第10条、第42条の4地方税(昭和25年法律第226号)第10条、第42条の4地方税(昭和25年法律第22号)第23条第1項第4号、第
5	担当部局	292条第1項第4号、附則第8号 防衛省防衛装備庁装備政策部装備政策課
6	評価実施時期及び分析対 象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和2年度~令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設

- 特別試験研究費税額控除制度:平成5年度創設
- ·総額型:平成15年度創設
- 高水準型: 平成20年度創設
- ・平成26年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準 型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%か ら5~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する 仕組み)に変更した。
- ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に引 上げる(総額型25%、特別試験研究費税額控除制度(オープ ンイノベーション型) 5%(ともに適用期限の定めなし))と ともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から2) 0%又は30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用 料)を拡充し、繰越控除制度を廃止した。
- 平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加 インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試 験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入し た。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型の サービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件 を緩和した。
- ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限 を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象 を拡大し、一部控除率を引上げた。総額型の控除率を見直し、 増加インセンティブを強化した。高水準型を廃止し、試験研究 費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設した(令和 2年度末まで)。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控 除上限を引上げた。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間 延長した(令和2年度末まで)。
- ・令和3年度改正にて、一般型(総額型から改名)の控除上限を 25%から30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見 直し増加インセンティブを強化した。自社利用ソフトウェアに 区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に 追加した。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研 究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加した。控除率 及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長した(令和4年度末ま

8 適用又は延長期間

- 〇一般型のインセンティブを強化
- 〇オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義 の見直し及び控除率の引上げ
- 〇サービス開発に係る対象事業の明確化
- 〇オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先 として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加すると ともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発 の成果を活用する事業者に同機構から出資を受ける者を追加 (以上、適用期限の定めなし)
- 〇一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長
- 〇試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ 措置

				〇中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合 に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み
				(以上、令和5年4月1日~令和7年3月31日(2年間))
9	必要性 等	1	政策目的及 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(令和2年度:19.2兆円)の約7
				割(同:13.8兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・
				革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化 する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築す
				る。
				1 科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣
				議決定)第3章の1の(b) 2 経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)(令
				和 4 年 6 月 7 日閣議決定)第 2 章の 1 の(2) 及び(3) 、第 3 章の 1 の(1)
				3 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年 6月7日閣議決定)Ⅲの2及び3の(2)②
				4 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性
				―成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が 「成長と分配の好循環」をリードする―(令和4年6月22日
				中小企業政策審議会 総会)第4章 5 防衛生産・技術基盤戦略(平成26年6月19日防衛省策
				定)5の(6)
				別紙第1参照
		2	政策体系に おける政策	〇 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
			目的の位置 付け	○ 防衛省における政策評価に関する基本計画についてに規定す る防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位
				置付けられている。 別紙第2参照
				がいた。 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か
				基本目標:①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国に とって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害
				を加えることは容易ならざることであると相手に認識
				させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅
				威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害 を最小化
				政策分野:我が国自身の防衛体制の強化(防衛力の中心的な構成
				要素の強化における優先事項) 施 策:産業基盤の強靭化
		3	達成目標及 びその実現	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2021年度から2025年度までの官民合わせた研究開発投資
			による寄与	の総額を約120兆円にする。
				(政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が 国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発 投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イ ノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化 することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文 (Kasahara et al. (201 4)) によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開 発投資が3.0~3.4%増加した。 また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPM の一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2) 022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープン イノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研 究開発投資の増加に寄与したことが示されている。 ① 適用数 〇適用事業者(法人)数実績(うち、資本金1億円以下の法人 10 有効性 等 分) <一般型> 令和 2年度 3,504法人(1,024法人) 令和 3年度 3,698法人(3,687法人)(見込み) 令和 4年度 3.698法人(3.687法人)(見込み) <中小企業技術基盤強化税制> 令和 2年度 5, 164法人(5, 148法人) 令和 3年度 6.091法人(6.072法人)(見込み) 令和 4年度 6,091法人(6,072法人)(見込み) <オープンイノベーション型> 令和 2年度 562法人(281法人) 令和 3年度 692法人(346法人)(見込み) 令和 4年度 692法人(346法人)(見込み) ※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報 告書(財務省)」により把握。 ※令和3年度及び令和4年度は、「令和3年度経産省アンケート 調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査の結 果に関する報告書(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正 し算出している。 〇将来推計 <令和5年度> 3,698法人/事業年度 一般型 ·中小企業技術基盤強化税制 6.091法人/事業年度 オープンイノベーション型 692法人/事業年度 <令和6年度> • 一般型 3,698法人/事業年度 •中小企業技術基盤強化税制 6,091法人/事業年度 692法人/事業年度 ・オープンイノベーション型

※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和5年度及び令和6年度は、令和4年度推計値と同数とした。

〇業種別適用件数 (実績)

業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型いずれも下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

〇令和2年度一般型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)		
総計	3, 504	1, 024		
製造業	2, 360	614		
化学工業	473	98		
機械製造業	286	75		
電気機械	260	68		
食料品	235	61		
輸送用機械	150	23		
金属製品	166	53		
その他製造業	790	236		
サービス業	429	169		
卸売業	319	123		
その他	396	118		

(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省))

〇令和2年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	5, 164	5, 148
製造業	3, 160	3, 158
化学工業	394	394
機械製造業	442	442
電気機械	396	396
食料品	283	282
輸送用機械	107	107
金属製品	377	377
その他製造業	1, 161	1, 160
サービス業	730	728
卸売業	787	782
その他	487	480

(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省))

〇令和2年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	562	281
製造業	333	142
化学工業	91	33
機械製造業	30	12
電気機械	39	17
食料品	34	15
輸送用機械	14	2
金属製品	17	15
その他製造業	108	48
サービス業	94	67
卸売業	50	34
その他	85	38

(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務 省))

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査第10表租税特別措置法関連項目によると、令和2年度の適用は8人(適用金額23百万円)となっている。それ以前の平成30年度及び令和元年度の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

② 適用額

【国税】

〇減収額実績

<一般型>

令和 2年度 4,737億円(132億円)

令和 3年度 4,999億円(504億円)(見込み)

令和 4年度 4,999億円(504億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

令和 2年度 208億円(206億円)

令和 3年度 245億円(243億円)

令和 4年度 245億円(243億円)

<オープンイノベーション型>

令和 2年度 108億円(4.5億円)

令和 3年度 133億円(5.5億円)

令和 4年度 133億円(5.5億円)

〇将来推計

<令和5年度>

• 一般型

• 中小企業技術基盤強化税制

4, 999億円

2 4 5 億円

オープンイノベーション型

133億円

<令和6年度>

• 一般型

4, 999億円

中小企業技術基盤強化税制

2 4 5 億円

オープンイノベーション型

133億円

※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報 告書(財務省)」により把握。

※令和3年度、令和4年度及び将来推計は、「令和3年度経産省 アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実 態調査の結果に関する報告書(財務省)」の数字で割り戻した 数値で補正し算出している。

【地方税】

〇減収額実績

<中小企業技術基盤強化税制>

令和 2年度 17億円

<オープンイノベーション型>

令和 2年度 O. 36億円

(出典:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関す る報告書(総務省)」)

〇将来推計

<令和5年度>

中小企業技術基盤強化税制

1 7 億円

・オープンイノベーション型

0.39億円

<令和6年度>

中小企業技術基盤強化税制

17億円

・オープンイノベーション型 0.39億円

※国税における適用額の推計のうち、資本金1億円以下の法人分 の推計額に法人住民税率(7.0%)を乗じた数を計上した。

〇業種別適用金額(実績)

業種別の適用金額では、一般型(輸送用機械)及びオープンイ ノベーション型(化学工業)の割合が高くなっている。

一般型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める 割合が19.5%と非常に高いことから、積極的に研究開発投資 を行っていると考えられる。また、オープンイノベーション型に ついては、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が55. 4%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に行ってい るものと考えられる。

〇令和2年度一般型適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)		
総計	473, 720	13, 230		
製造業	378, 419	9, 086		

化学工業	85, 850	3, 041
機械製造業	32, 069	491
電気機械	68, 092	721
食料品	16, 083	741
輸送用機械	92, 594	165
金属製品	3, 942	338
その他製造業	79, 788	3, 589
サービス業	14, 511	1, 599
卸売業	25, 140	1, 328
その他	55, 650	1, 217

(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省))

〇令和2年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

〇节和2年及中小正未找附基金强化机构超用金额(单位:6711)				
業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)		
総計	20, 766	20, 620		
製造業	14, 963	14, 959		
化学工業	3, 075	3, 075		
機械製造業	1, 972	1, 972		
電気機械	1, 786	1, 786		
食料品	1, 346	1, 342		
輸送用機械	426	426		
金属製品	1, 238	1, 238		
その他製造業	5, 120	5, 120		
サービス業	1, 744	1, 737		
卸売業	2, 765	2, 639		
その他	1, 294	1, 285		

(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省))

〇令和2年度オープンイノベーション型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	110, 768	449
製造業	9, 314	283
化学工業	5, 969	189
機械製造業	388	13
電気機械	580	13
食料品	179	17
輸送用機械	582	1
金属製品	18	11
その他製造業	1, 597	40
サービス業	296	71

			卸売業	367			51
			その他	791			44
			(出典:租税特別指	 昔置の適用実態!	調査の結果に関	 する報告書(財	務
			省))				
			177				
※なお、総務省「科学技術研究調査」令和3:						調査結果(令和	12
			年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.8兆円)の				の
			うち、製造業の割合は89.9%であり、業種別研究開発投資				
			構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(28)				
			0%)」、「医薬品製造業(9.5%)」、「電子部品・デバー				
			イス・電子回路製造業(8.3%)」、「情報通信機械器具製				
			造業(8.3%)」となっているほか、非製造業の割合は1				
			0.1%となっ	_			
			_ 5 .				
	3	減収額	適用額に同じ。				
		+ m	"				
	4	効果	《政策目的の達成			"	
			我が国の政府研究開発投資は増加したものの、民間投資は減少			減少	
			したことから、研	究開発投資の総	8額は減少して	いる。	
			 支出源別研究費の推移(億円)				
				2019年度	2020年度	前年比	
			総額	195, 757	192, 365	-1.7	
			国·地方自治体 民間	32, 901 161, 791	33, 601 157, 802	2. 1	
			海外	1, 065	962	-2. 5 -9. 6	
			(出典:科学技術				
			_				
			そのため、「2				
			た研究開発投資の				
			き続き本制度にお				- •
			長期・革新的な研				
			に向けた企業の意		最大限後押し	することが重要	更で
			あると考えられる	-			
	5	税収減を是	研究論文(Kas		•		_
		認する理由	れば、研究開発税				
		等	3.0~3.4% 携した上で、経済				
			「傍じたエで、柱海 「のディスカッショ				
			015年度の税制				
			により、平均で1			-	
			したことが示され	ている。			
			以上の様に、本税制の効果分析は一定程度行われているところ				
			であるが、こうし			、引き続き、本	卜税
			制の効果分析につ	いて検討してい	\ \ ₀		

相当性 ① 租税特別措 置等による べき妥当性 等

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態か

ら生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業 形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要 であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公 平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総 額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつ ける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年 度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメ リハリの強化を進めてきたところ。

しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノ ベーション基本計画」において「2021年度から2025年度 までの官民合わせた研究開発投資の総額を約120兆円にする」 ことが目標として示されており、これを達成するためには、今ま で以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要 な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研 究開発投資を後押ししていく。

大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企 業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつなが り、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。 また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用する ことで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程 で多額の研究開発投資を行うことができる。

そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援 するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直す ことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政 府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。

② 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担

一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加 えて、規制緩和、補助金等の予算による支援が考えられるため、 これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。

規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を 生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するとい う効果を期待するものである。しかし、これらの効果は、主に規 制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域 の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーショ ンが期待できる訳ではない。

予算事業については、量子、AI、医療、バイオ等の重点分野 に対し、国からの資金を呼び水に集中的に民間投資を促すことが できるという意味で効果的である。しかし、イノベーションがど のような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測する ことは困難であること、研究開発は長期間継続して行うことによ

i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	
	って、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間
	企業の自由な発想に基づく、研究開発を支援することも必要。そ
	の意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のも
	のに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研
	究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれ
	る仕組みとなっている。
	実際、OECDペーパー(Appelt, S. et a
	I. (2016))においても、研究開発税制と予算等による直
	接的な支援措置とでは政策目的が異なるとされており、予算等に
	よる直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェ
	クトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にど
	のような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場
	原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方とも一致す
	る。
o #+0#B	
③ 地方公共団 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方税法第23条第1項第4号及び第292条第1項第4号にお
る相当性	いて、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準
る相当は	とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、
	地方税法附則第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を
	課税標準とすることが定められている。
12 有識者の見解	今般の延長及び拡充については問題ない。
	当該措置の有効性を確認するため、当該措置と企業による研究
	開発費の増額の関係性について検証が必要ではないか。
**	
13 前回の事前評価又は事後	【事前評価】令和2年9月
評価の実施時期	

1 科学技術・イノベーション基本計画(抄)

令和 3 年 3 月 2 6 日 閣 議 決 定

第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化

- 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化
- (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標)

- 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模:約30兆円
- ・2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額:約120 兆円(政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研 究費割合の水準等を勘案)
- 2 経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)(抄)

令 和 4 年 6 月 7 日 閣 議 決 定

第2章 新しい資本主義に向けた改革

- 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野
- (2) 科学技術・イノベーションへの投資

社会課題を経済成長のエンジンへと押し上げていくためには、科学技術・イノベーションの力が不可欠である。特に、量子、AI、バイオものづくり、再生・細胞医療・遺伝子治療等のバイオテクノロジー・医療分野は我が国の国益に直結する科学技術分野である。このため、国が国家戦略を明示し、官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り、科学技術立国を再興する。その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。(以下略)

(3) スタートアップ (新規創業) への投資

スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。 (中略) ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創薬ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。

(以下略)

第3章 内外の環境変化への対応

- 1. 国際環境の変化への対応
- (1) 外交・安全保障の強化

国際社会では、米中競争、国家間競争の時代に本格的に突入する中、ロシアがウクライナを侵略し、国際秩序の根幹を揺るがすとともに、インド太平洋地域においても、力による一方的な現状変更やその試みが生じており、安全保障環境は一層厳しさを増していることから、外交・安全保障双方の大幅な強化が求められている。(中略)

加えて、<u>装備品の取得に関し、国内の防衛生産・技術基盤を維持・強化する観点を一層</u> <u>重視するとともに、基盤強化のために装備移転に係る見直しを含めた所要の制度整備を行</u> うなど、より踏み込んだ取組を検討する。

(以下略)

3 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(抄)

令 和 4 年 6 月 7 日 閣 議 決 定

- Ⅲ、新しい資本主義に向けた計画的な重点投資
 - 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資

コロナ禍でワクチンが切り札になったように、科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。 (中略)

このため、民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。 具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられる よう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 (中略)

<u>その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</u> (以下略)

- 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進
 - (2) 付加価値創造とオープンイノベーション
- ② 既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し (中略)

スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。

(以下略)

4 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性 —成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする—(抄)

令 和 4 年 6 月 2 2 日 中小企業政策審議会 総会

第4章 中小企業・小規模事業者の変革・挑戦を阻んできた要因分析(構造的背景の考察) 中小企業・小規模事業者は、既に高い成長意欲を持ち、世界のマーケットで戦う中小企業も あれば、地域コミュニティを支える小規模事業者も存在するなど、経営方針や事業規模、従事 する業種等の面で、正に多種多様、千差万別である。

(中略)世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。(中略)こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。

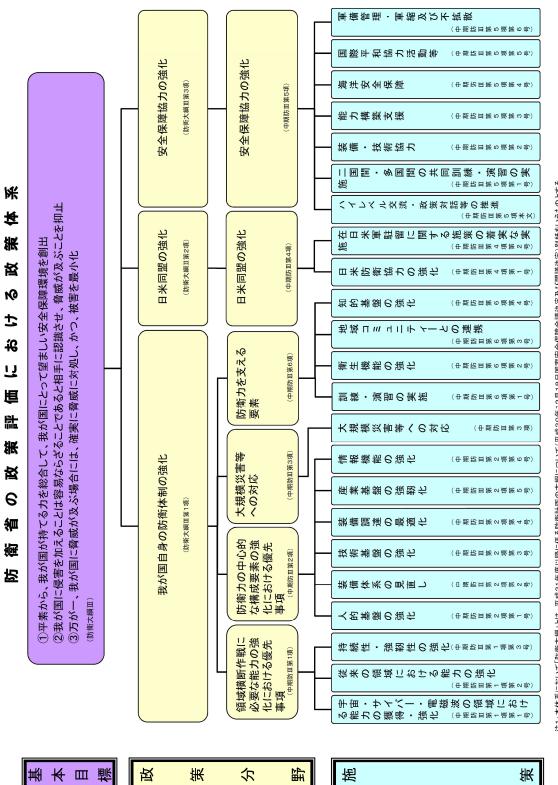
(以下略)

5 防衛生産・技術基盤戦略(抄)

平成 2 6 年 6 月 1 9 日 防 衛 省 策 定

- 5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策
- (6) 関係府省と連携した取組

防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、(中略)<u>各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</u>(以下略)



注1:本体系において「防衛大綱」とは、平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)別紙をいうものとする。 注2:本体系において「中期防」とは、中期防衛力整備計画(平成31年度~平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)別紙をいうものとする。